

「地方における規制改革タスクフォース」の設置について

平成30年3月13日

規制改革推進会議決定

1 タスクフォースの設置

「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)の - 6 .-(2)- に従い、地方自治体の間において手続上の書式・様式が異なることにより事業者の負担となっているものについて、改善方策の検討を進めているが、規制改革推進会議(以下「本会議」という。)での議論の前に専門的検討を行うため、本会議に「地方における規制改革タスクフォース」(以下「タスクフォース」という。)を設置する。

2 構成

議長、議長代理のほか、高橋滋委員を主査代理として指名する。今回は、テーマの専門性や行政手続部会との関連から、主査である八代委員に代わり高橋主査代理が中心となって議事を進めることとする。このほか、議長の指名する委員として、行政手続部会に属する専門委員のうち、田中良弘専門委員及び濱西隆男専門委員に参画を求める。

3 報告

タスクフォースにおける検討状況については、適宜、本会議に報告することとする。

4 運営

タスクフォースの資料及び議事録の取扱いその他運営については、ワーキング・グループに準ずるものとする。